



平成 29 年 6 月開催通常総代会から

## 理事の構成・選任方法が変わります

～理事定数の過半数を認定農業者・実践的能力者に～

改正農協法が平成 28 年 4 月 1 日より施行され、新たな理事の構成要件が規定されました。今後は、理事定数の過半数を認定農業者・実践的能力者から選任する必要があります。

当 J A では平成 29 年の改選期から新たな理事構成要件を満たす必要があることから、当 J A の「役員候補者推薦・選任内規」の一部変更を行い、新たな理事構成要件である実践的能力者等の定義を規定するとともに、基幹支店単位で選任数を決定いたしました。

### I. 求められる新たな理事構成要件

改正農協法では理事の定数の過半数について、

- ① 認定農業者（法人にあっては、その役員）
- ② 農畜産物の販売その他の当該農業協同組合が行う事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者（以下「実践的能力者」という）

であることが求められています。

そのため、当 J A では役員候補者推薦・選任内規の一部変更を行うとともに、「認定農業者」「実践的能力者」の定義を以下のとおりとします。

#### ① 認定農業者とは…

都道府県知事から農業経営基盤強化促進基本構想の同意を得た市町村において農業経営を営み、又は営もうとする者で、市町村から農林水産省令で定める農業経営改善計画の認定を受けた者。

※ 具体的な認定基準は市町村により異なります。詳細は各市町村でご確認ください。

#### ② 実践的能力者とは…

- 組合経営に関する法務、税務、労務管理等の国家資格を有する者  
具体例：弁護士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、行政書士、司法書士
- 地方公共団体等において、営農指導業務に携わった者  
具体例：県振興センター普及指導員、農産物に関する研究機関の勤務経験があり営農指導を経験した者
- 組合等の管理者としての経験と能力を有する者  
具体例：J A ・ J A 連合会の勤務経験があり管理職を経験した者
- 組合と同種の業態において管理者としての経験を有する者  
具体例：金融機関、生保、損保、小売業、青果市場の勤務経験があり管理職を経験した者
- その他上記に準ずる経験を有する者

## II. 新たな理事構成要件への対応について

定款で定める理事定数及び定款附属書役員選任規程で定める区域、推薦委員の人数は変更しないこととし、改正農協法における理事構成要件を満たす理事定数を役員選任区域ごと（基幹支店単位）に配分する方式とします。

なお、監事の選任方法については、従来と変更はありません。

### 役員選任区(組織代表)ごとの理事数

支店名	区	地区名	組織代表理事	うち認定農業者・実践的能力者	うち女性	女性理事#2	
行田南 太田	第1区	埼玉・下忍	1	6人中3人以上		1	
	第2区	太田	1				
	第3区	長野・佐間・荒木	1				
	第4区	須加・北河原	1				
	第5区	星河・谷郷・星宮	1				
	第6区	持田前谷・太井・南河原	1				
小計			6				
川里中央	第7区	屈巢・広田・共和	2	2人中1人以上			
小計			2				
羽生中央 羽生北 手子林 須影	第8区	羽生・岩瀬	1	7人中4人以上		1	
	第9区	川俣・井泉	1				
	第10区	手子林	1				
	第11区	須影	1				
	第12区	村君	1				
	第13区	三田ヶ谷	1				
新郷	第14区	新郷	1				
小計			7				
加須中央 加須西 加須北	第15区	加須・三保	1	7人中4人以上		1	
	第16区	礼羽・不動岡	1				
	第17区	樋遣川	1				
	第20区	大越	1				
	大桑	第18区	大桑				1
	水深	第19区	水深				1
埼玉志多見	第21区	志多見	1				
小計			7				
騎西中央 田ヶ谷 種足 鴻基	第22区	騎西・高柳	1	4人中2人以上		1	
	第23区	田ヶ谷	1				
	第24区	種足	1				
	第25区	鴻基	1				
小計			4				
北川辺	第26区	北川辺1～4地区	1	2人中1人以上		1	
	第27区	北川辺5～9地区	1				
小計			2				
大和根中央 原道 豊野	第28区	東・元和	1	3人中2人以上		1	
	第29区	原道	1				
	第30区	豊野	1				
小計			3				
組織代表計			31	うち17人以上が認定農業者・実践的能力者 うち14人以下が地区枠		4	
				うち地区14 女性4	うち認定農業者・実践的能力者 (最低人数)		
組織代表・女性理事			35	(18)		(17)	
この組合の区域全体(実務精通)*1			3			(3)	
理事計(定数)			38	(18)		(20)	

※ 女性理事候補者が認定農業者若しくは実践的能力者と認められる場合は、その女性理事候補者が属する選任基幹支店管内の「うち認定農業者・実践的能力者枠」の選任数から1減することも可とする。

\*1 この組合の区域全体(実務精通)とは、常務理事をいう。

\*2 女性理事候補者は、それぞれのブロックから選任するが、平成29年改選期は、行田・羽生・加須・北川辺の各基幹支店管内から選任する。